



## 中国会計税務実務

## 2021年第1号

## 今回のテーマ：一部の納税者に関する個人所得税源泉徴収の利便性向上について

卒業生をはじめとする当年度の新入社員、学生インターンシップ及び給与金額が一納税年度あたり60,000 元に満たない納税居住者の源泉徴収に関する負担をさらに軽減させるべく、国税総局は「一部納税者の個人所得税の源泉徴収方法の改善に関する公告」(国税総局公告 2020 年第 13 号)と「一部納税者の個人所得税源泉徴収方法のさらなる最適化に関する公告」(国税総局公告 2020 年第 19 号)を公布した。今号ではその内容について簡単に説明していく。

## 主な内容：

## ◆ 国家税務総局公告 2020 年第 13 号 2020 年 7 月 1 日より施行

<b>主な内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新卒学生など当年度の新入社員が取得する給与 一納税年度内に給与・賃金所得を初めて取得する居住者について、源泉徴収義務者が個人所得税を予定納税する際、5,000 元/月に当年初月から予納月までの月数を乗じて、累計控除費用額を計算する。</li> <li>● 学生インターンシップの報酬 全日制の学校教育を受ける学生がインターンシップにより報酬を取得する場合、源泉徴収義務者は個人所得税を予定納税する際、国家税務総局が公布した「個人所得税源泉申告管理弁法（試行）」(2018 年第 61 号)の規定における累計予定納税控除法に基づき計算し、個人所得税を予定納税することができる。 個人所得税の計算式は次の通りである。 当期予定納税額 = (累計収入額 - 累計控除費用額) × 予備徴収率 - 税額速算控除額 - 累計減免税額 - 累計徴収済税額</li> </ul> <p>この内、累計控除費用額は、5,000 元/月にインターン月数を乗じて計算する。</p>
<b>留意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給与・賃金所得を初めて取得する居住者とは、納税年度の初月から入社時までの間に、給与・賃金所得の取得がない、または累計予定納税控除法に基づいて連続的な役務報酬所得に対する個人所得税を予定納税したことがない居住者を指す。</li> <li>● 2020 年 7 月 1 日前に就職または学生インターンシップにより納税した者で、源泉徴収が過大となっている場合、翌年に確定申告を行い、還付申請を行うこととなる。</li> </ul>
<b>ケーススタディ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● A 納税者は 2020 年 1 月～8 月まで就業しておらず、9 月に就業を開始した。月給 8,000 元、個人負担年金（社会保険料）2,000 元とし、その他の控除額は考慮しない。 9 月源泉徴収税額 = <math>(8,000 \times 1 - 5,000 \times 9 - 2,000 \times 1) \times 3\% &lt; 0</math>、よって源泉徴収税額は 0 元 10 月源泉徴収税額 = <math>(8,000 \times 2 - 5,000 \times 10 - 2,000 \times 2) \times 3\% &lt; 0</math>、よって源泉徴収税額は 0 元 11 月源泉徴収税額 = <math>(8,000 \times 3 - 5,000 \times 11 - 2,000 \times 3) \times 3\% &lt; 0</math>、よって源泉徴収税額は 0 元 12 月源泉徴収税額 = <math>(8,000 \times 4 - 5,000 \times 12 - 2,000 \times 4) \times 3\% &lt; 0</math>、よって源泉徴収税額は 0 元</li> <li>● 学生 B は某会社でインターンシップ報酬を取得しており 9 月から 11 月にかけて、報酬 3,000 元/月を得ている。 9 月源泉徴収税額 = <math>(3,000 \times 1 - 5,000 \times 1) \times 3\% &lt; 0</math>、よって源泉徴収税額は 0 元 10 月源泉徴収税額 = <math>(3,000 \times 2 - 5,000 \times 2) \times 3\% &lt; 0</math>、よって源泉徴収税額は 0 元 11 月源泉徴収税額 = <math>(3,000 \times 3 - 5,000 \times 3) \times 3\% &lt; 0</math>、よって源泉徴収税額は 0 元</li> </ul>

◆ 国家税務総局公告 2020 年第 19 号 2021 年 1 月 1 日より施行

<p><b>主な内容</b></p>	<p>前年度において、一年間同一の会社で源泉徴収が行われ、かつ年間の給与所得が 6 万円未満である納税者については、1 月から累計控除費用額を 6 万円として控除することができる。すなわち、納税者の累計給与所得金額が 6 万円に達しない月については暫定的に源泉徴収が不要となり、累計給与所得金額が 6 万円を超える月から源泉徴収が必要となる。</p>
<p><b>留意点</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前年度において、一年間同一の会社で源泉徴収が行われ、かつ年間の給与所得が 6 万円未満である納税者は、次の条件を同時に満たす必要がある。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 前年度の 1 月から 12 月まで同じ会社で雇用され、かつ個人所得税の源泉徴収・予定納税が行われていること</li> <li>(2) 前年度の 1 月から 12 月までの累計給与所得金額（年一回の賞与その他の各種給与所得を含み、いかなる費用や免税収入も控除しない金額）が 6 万円未満であること</li> <li>(3) 当期納税年度の 1 月から、継続して当該会社に雇用され、給与を取得していること</li> </ol> </li> <li>● 保険外交員や証券ブローカーなど累計予定納税控除法に基づいて、役務所得に関する個人所得税が源泉徴収される納税者は、次の条件を同時に満たす必要がある。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 前年度の 1 月から 12 月まで同じ会社から役務所得を取得し、かつ累計予定納税控除法に基づいて源泉徴収・予定納税が行われていること</li> <li>(2) 前年度の 1 月から 12 月までの累計役務所得金額（いかなる費用や免税収入も控除しない金額）が 6 万円未満であること</li> <li>(3) 当期納税年度 1 月から、継続して当該会社から役務所得を取得し、累計予定納税控除法に基づき源泉徴収・予定納税が行われていること</li> </ol> </li> <li>● 源泉義務者は規定に基づき源泉徴収を行う必要がある。この際、「個人所得税控除申告書」の当該納税者の備考欄に「前年度の申告があり、年間所得が 6 万円未満」と記載しなければならない。</li> </ul>
<p><b>ケーススタディ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周さんは A 社の社員である。2020 年 1 月から 12 月にかけて A 社から取得した給与は 5 万円である。会社は年間の個人所得税につき、予定納税を行っている。2021 年度から周さんの月給は 8000 元、個人負担年金（社会保険料）2000 元となる。なお、その他の控除額は考慮しない。             <p>1 月から 7 月までの周さんの累計給与金額は（8000×7 か月=56,000 元）であり、6 万円に満たないことから、源泉徴収・予定納税の必要はない。</p> <p>8 月からは、累計給与金額が 6 万元以上となることから、毎月源泉徴収を行ったうえで予定納税を行う必要がある。</p> <p>8 月源泉徴収税額= (8,000×8-2,000×8-6,000)×3%-0=0 元</p> <p>9 月源泉徴収税額= (8,000×9-2,000×9-6,000)×3%-0=0 元</p> <p>10 月源泉徴収税額= (8,000×10-2,000×10-6,000)×3%-0=0 元</p> <p>11 月源泉徴収税額= (8,000×11-2,000×11-6,000)×3%-0=180 元</p> <p>12 月源泉徴収税額= (8,000×12-2,000×12-6,000)×3%-180=180 元</p> </li> <li>● 2021 年、A 社が見込む周さんの年収は 96,000 元である。この場合、事前に周さんと確認し、従来通り毎月 30 元(年間の個人所得税 360 元の 1 月あたりの金額)を源泉徴収し納付することができる。</li> <li>● 趙さんは 2020 年 3 月から B 社に勤務しており、3 月から 12 月にかけて取得した累計給与金額は 54,000 元である。また 2021 年趙さんは引き続き B 社に勤務する。このようなケースでは、前年度において、1 年を通じて B 社に勤務していないことから要件を充足せず、当該公告を適用することはできない。</li> </ul>

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: [Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)